

29世介保第1606号
平成30年3月6日

地域密着型（介護予防）サービス事業者 各位

世田谷区高齢福祉部

介護保険課長 相蘇 康隆

世田谷区地域密着型サービス事業の基準等に関する
区の独自基準の取り扱い等について

地域密着型（介護予防）サービス事業の人員等の基準については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、区市町村ごとに定めることとされ、世田谷区では、「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（以下「基準条例」という。）及び「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」を制定しております。

基準条例では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の「居室の定員」については、国の取り扱いとは異なる世田谷区独自の基準（以下「独自基準」という。）を設けています。

この独自基準については、28世介保第1125号（平成28年12月9日発出）において留意事項等をお示ししていましたが、今般基準条例を改正したことに伴い、改めて別紙「世田谷区指定地域密着型サービス事業の基準等に関する区の独自基準の取り扱い等について」により留意事項等をお示ししますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

また、地域密着型（介護予防）サービス事業所を指定するにあたって、区が特に配慮を求めていること、事業者指導において重視している点等についても改めて記載しておりますので、地域密着型（介護予防）サービス事業者の皆様においては、指定申請及び事業運営において十分ご留意の上、適切に対応していただくようお願い申し上げます。

【担当】

世田谷区高齢福祉部介護保険課

事業者指定・指導担当

電話 03(5432)2294

FAX03(5432)3042

世田谷区指定地域密着型サービス事業の基準等に関する 区の独自基準の取り扱い等について

世田谷区は、「高齢者が住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの構築を目指し、総合的な高齢者施策を展開している。

地域密着型（介護予防）サービスは、日常生活圏域を基本に認知症高齢者や単身高齢者等を地域で支える重要なサービスとして期待されており、区は、積極的な整備・誘導に努めてきた。

平成25年4月1日から施行した「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」では、厚生労働省令を基本としつつ、東京都の条例との整合性や大都市部における用地確保の困難性等に配慮し、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における「居室の定員」について、国の基準を緩和した区の独自基準（以下「独自基準」という。）を設けたところである。

地域密着型（介護予防）サービスの整備を推進していく上で、量的な整備を進めていくとともにサービスの質の向上と利用者等の安全性を確保する必要があることから、地域密着型（介護予防）サービス事業者に対し、留意事項を尊重した適切な運営を求めるものである。

1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合にあっては2人と、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換することができるよう設計上の工夫を行う場合にあっては2人以上4人以下とすることができる。

世田谷区では、条例制定にあたり、大都市部における用地確保の困難性への配慮及び東京都が条例で定める特別養護老人ホームの基準を踏まえ、居室定員について、区の独自基準として決めました。原則として居室の定員は1人としませんが、居室定員を2人以上4人以下とする場合(以下、「多床室」という。)以下のとおり取り扱いますのでご注意ください。

【留意事項】

(1) 「入所者のプライバシーの配慮する」についての取り扱い

プライバシーに配慮し、かつ、介護に必要な個室的な空間が確保できるよう、各ベッドスペース間の間仕切りをするためのパーテーションを設置すること。
なお、カーテンでの間仕切りでは、プライバシーの確保がされたものとはみなせない。

パーテーションは、外部からの視線を遮るよう十分な配慮をすること。

パーテーションの設置をした場合においても、各ベッドスペースに外部から光が入るように、採光を確保すること。

パーテーションの設置にあたっては、転倒を防止する等、十分な安全対策を施すこと。

一人当たりの居室スペースは、個室と同等以上の広さを設けること。居室の広さは、居室床面積の一人当たりの基準である 10.65 m²の定員人数分以上を確保すること。(定員4人の場合、10.65 m² × 4 = 42.6 m²以上。)

(2) 「容易に個室に転換できること」についての取り扱い

多床室を設置する場合は、指定申請時において、指定更新時など一定期間までを目途に個室(居室定員を1人とした)転換を図る事業計画(収支計画、改修工事期間中のサービス提供体制等)及び個室に転換した場合の図面を作成し、提出すること。

(3) その他

多床室を設置する場合は、家庭的な雰囲気を保ち、利用者一人ひとりの個別性に配慮したサービス提供を行うため、多床室における介護、日常生活上の世話等の提供方法を工夫し、事業所の運営規程に記載すること。

2. 世田谷区指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定・指導における主な留意事項

区が現在、地域密着型(介護予防)サービス事業所を指定するにあたって配慮を求めていること、及び事業者指導において重視している点は、以下のとおりです

地域密着型（介護予防）サービス事業者の皆様においては、指定申請及び事業運営において十分ご留意の上、適切に対応していただくようお願いいたします。

* 以下、条例の名称については、次のとおり略称で表記しています。

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例：「基準条例」

世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例：「介護予防基準条例」

(1) 非常災害対策について

《対象サービス》地域密着型通所介護・療養通所介護、*認知症対応型通所介護、*小規模多機能型居宅介護、*認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（*は介護予防有り）

「非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」

《基準条例 - 第 60 条の 15（第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 38、第 81 条、第 150 条、第 179 条及び第 191 条において準用する場合を含む。）及び第 103 条第 1 項（第 129 条及び第 204 条において準用する場合を含む。）》

H30.4.1 施行の基準条例の改正に伴い追加

《介護予防基準条例 - 第 31 条及び第 60 条第 1 項（第 87 条において準用する場合を含む。）》

【運用上の留意事項】

大規模な地震等の災害発生時の対応や、近年の認知症高齢者グループホーム等の福祉施設における重大な火災事故の発生等を受け、非常災害への対策に万全を期すことが求められている。事業者は、消防法等の関係法令を遵守するとともに、防火安全対策を徹底すること。

非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるように努めること。

大規模な災害発生に備え、利用者及び職員が必要とする 3 日分程度の食料・飲料水等の備蓄に努めること。

各室から屋外へ至る経路については、非常災害時等に備え、二方向以上の避難経路を設けること。

複数の共同生活住居を有する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所においては、緊急時には速やかにそれぞれの共同生活住居に対して対処ができるよう運営体制を整備すること。

（２）研修の機会の確保（地域密着型（介護予防）サービス共通）

「事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。」
《基準条例 - 第 33 条第 4 項、第 57 条第 4 項、第 60 条の 13 第 3 項（第 60 条の 20 の 3、
第 60 条の 38、第 81 条、第 109 条及び第 204 条において準用する場合を含む。）》
H30.4.1 施行の基準条例の改正に伴い追加
《介護予防基準条例 第 29 条第 3 項（第 66 条において準用する場合を含む。）及び第
82 条第 3 項》

【運用上の留意事項】

サービスの質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保するよう努めること。

研修内容については、認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修の他、高齢者の人権擁護と虐待防止を推進するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえた研修や成年後見制度に関する研修の受講機会を確保するよう努めること。

（３）（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営等について

「家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。」
《基準条例 第 110 条》
《介護予防基準条例 第 71 条》

【運用上の留意事項】

共同生活住居(ユニット)ごとの独立性を確保し、家庭的な環境を確保すること。
ユニット内における一体性を保ち、他のユニットを通ることなく、利用者が居間と居室を自由に行き来できる環境とすること。

（４）その他「継続的・安定的な事業の提供」（地域密着型（介護予防）サービス共通）

地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定にあたっては、基準条例に基づき、設備、人員基準等を満たしているかについて審査するとともに、継続的かつ安定的な事業経営が可能かについても審査を行う。

事業者は、指定申請にあたっては、運営法人の資産状況及び当該事業所の収支見込等について明らかにすること。